

うちとのぎかい

12月議会
No.199
2026.2.1

めいわ議会だより



CONTENTS

- P. 2 委員会レポート
- P. 4 観察報告
- P. 6 一般質問
- P. 10 その後どうなった
- P. 12 キラッと輝く人たち

議会体験(明和中学校「ふるさと体験学習」のようす)

委員会レポート

総務産業常任委員会

12/4

主な内容 ● 町の安全・くらし・まちづくりを議論

令和7年12月4日、総務産業常任委員会協議会が委員会室で開催され、全議員が出席しました。会議では、各課からの報告と条例改正案、事業の進捗状況について説明が行われました。

- 総務課からは、職員給与や任期付職員の採用に関する条例改正案などが示され、防災安全課からは町民を特殊詐欺等から守る条例の制定や町民バス路線の改定について説明がありました。
- まちづくり戦略課では、基幹計画、ふるさと納税、財政ビジョン、都市計画などの報告が行われ、重点支援交付金については、より使いやすい形での活用や全世帯への公平な対応を求めました。
- 産業振興課・農業委員会事務局からは、地域振興券交付事業条例の廃止や海業の活性化、地域計画

の取り組み、工事進捗状況について説明がありました。委員からは、海業における地元漁業者主体の事業運営や、工事における町内業者への発注推進について意見が出されました。

- 建設課では、北藤原海岸樋門の状況や流域治水、大学との連携、路面状況取得の新技術について報告がありました。上下水道課からは補正予算や老朽管更新、宮川流域公共下水道事業の進捗が説明されました。
- その他、議員からは県道での死亡事故や交通安全対策について質問があり、町長や課長が県や町としての対応方針を説明しました。町長は、事故防止に向けた啓発や安全対策の強化を進めるとともに、住民の安全と交通マナーの向上に努める考えを示しました。

教育厚生常任委員会

12/5

主な内容 ● 新たな施設運営としくみづくりについて

- 斎宮跡・文化観光課：第3次明和町観光振興計画（案）について説明があり、R8年～R12年にわたる3つの戦略が示され、「持続可能な観光地域づくり」を目指すと説明がありました。観光振興計画策定部会などへ、交通関係者、漁業、畜産、地元、近隣市町の企業など、多様な方々の参画を推進するよう要望しました。また、町の入口でもある、駅前の観光案内板などの整備やデジタル技術の活用も含め、整備計画が実行できる仕組みづくりを要望しました。
- こども課：乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、説明をうけました。保育士の状況把握、設備規定、家庭的保育事業で保育者の資格の在り方について確認しました。また、町内、公立、私立の園と連携していく、運営方法を含め総合的に協議をしているところであると説明がありました。

- 住民ほけん課：国民健康保険高額療養費支給申請手続きの簡素化、子ども・子育て支援金制度、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について3点説明がありました。
- 生活環境課：太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの制定について、県の改定をまって確認し進めていくと説明がありました。町民の皆様からの苦情を真摯に受け止め、きちんと対応するよう要望しました。蓄電池設備の取り扱いについても注視するよう要望しました。
- 教育課：給食調理業務、放課後児童クラブの運営業務の委託事業者について等報告がありました。総合体育館等体育施設の使用料改定について、利用者にアンケートをとり新たに設定すると説明がありました。LEDに改修された後の消費電力を調査し、料金の設定を再確認するよう要望しました。

議会改革特別委員会

10/27

11/6

11/17

12/8

12/23

主な内容 ● 議員定数12人へ

令和7年10月から12月にかけて、明和町議会では議会改革の一環として議会改革特別委員会を開催し、議会基本条例の見直し、議員定数および議員報酬の在り方について、慎重に協議を重ねてきました。これらの取組は、町民の皆さんに開かれた議会運営を進めるとともに、将来にわたり持続可能な議会の在り方を検討することを目的として行われたものです。

議会基本条例については、令和7年9月17日から10月8日までパブリックコメントを実施し、町ホームページや各地区コミュニティセンターを通じて、町民の皆さんから29件のご意見をお寄せいただきました。委員会では、寄せられたすべてのご意見を確認し、条例の趣旨や内容に照らして整理を行いました。その結果、表現上分かりにくい箇所や字句の誤りについては修正を行い、いただいたご意見には賛否を問わず、丁寧に回答することを確認しました。最終的な条例案およびパブリックコメントの結果と回答については、町ホームページにて公表しています。

議員定数については、これまでの検討経過や町の現状を踏まえ、令和7年11月17日に開催された議会改革特別委員会において、記名投票による採決を行いました。その結果、定数12人が9票、14人が5票となり、過半数を得た「12人」とすることが決定されました。今後の町議会議員選挙から、この定数が適用される予定であり、最終的には本会議での議決を経て確定されることとなります。

議員報酬の在り方については、在り方調査会の報告、特別職報酬等審議会の答申、全国町村議長会の決議内容などを参考にしながら、複数回にわたり意見交換を行いました。委員からは、定数削減を踏まえた報酬の考え方、町民理解や財政状況への配慮、全国的な動向を踏まえた慎重な判断の必要性など、さまざまな意見が示されました。

一方で、議員報酬額の決定は地方自治法の規定により町長の権限とされており、町長が条例案として議会に提案し、議会の議決を経て最終的に決定される仕組みとなっています。議会改革特別委員会では、こうした制度上の役割分担を踏まえ、報酬額が示される前段階において、議会が具体的な金額等について協議を行うことは控えるべきであるとの考え方を確認しました。

以上のように、議会改革特別委員会における一連の協議は、いずれの事項についても結論ありきではなく、制度の趣旨や法令上の位置付け、町の実情、そして町民の皆さんからのご意見を踏まえながら、慎重かつ丁寧に進めてきました。議会としては、定数や報酬といった議会自らに関わる事項についてこそ、より高い透明性と説明責任が求められることを強く認識しており、今後においても、その過程や考え方を分かりやすく示していくことが重要であると考えています。明和町議会では、今後も町民の皆さんに分かりやすい説明を心がけるとともに、議会の責任と役割を自覚し、信頼される議会運営に努めてまいります。

令和7年11月17日の議会改革特別委員会

各議員の記名投票結果

〈12人…9票：14人…5票〉

議員名 議案番号	江 京子	田 邊 ひとみ	北 岡 泰	中 井 啓悟	瀬 田 萌	綿 民 和子	奥 山 幸洋	新 開 晶子	松 本 忍	山 本 章	宇 田 雅行	高 橋 浩司	下 井 清史	辻 井 成人
12人	○			○	○	○	○	○	○		○	○		
14人（現状維持）		○	○							○			○	○

令和8年11月の改選より、現在の「14人」から「12人」とすることになりました。

小学校建設等調査特別委員会

12/16 12/17

主な内容 ● 小学校建設の進捗状況等について

- 小学校区編制推進室から、「第1期再編小学校等整備事業について」「運営準備関係について」「跡地利用について」の3点につき、説明・報告を受け、質疑意見、要望を行いました。
- 整備事業については、工事が完成し、12月1日に引き渡しがあり、今後は3月末まで物品の搬入が順次行われること、また先行してPPA(※)による太陽光発電の稼働や、グラウンドの使用を開始すること、令和8年2月8日(日)に竣工式及び一般見学会を予定していること等について報告がありました。12月17日には、完成した施設を視察しました。
- 運営準備については、12月から始まった関係4小学校での学校説明会について、校時表や行事予定、スクールバスの運行ルート及びダイヤ、徒歩通学路、スクールバスの乗降管理アプリ等について説明がありました。また、明和北小学校の校歌が発表されました。委員からは、特にス

クールバスを含めた通学時の安全対策全般について要望しました。

- 跡地利用については、第4回公募（令和7年9月公募開始）の申込者の審査の結果、旧修正小学校（グラウンド、プール）の優先交渉権者を決定したことの報告がありました。また、以前から優先交渉権者と協議を進めてきた旧双葉幼稚園について、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所として使用貸借契約を締結することについて説明がありました。委員からは、優先交渉権者には「自治会以外に近隣事業者にも丁寧な説明を行う」ことを要望しました。

※PPAについて

PPA (Power Purchase Agreement) とは、電力販売契約という意味で、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、事業者が発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が購入・使用することで、企業・自治体が初期費用なく再生可能エネルギーの導入ができるものです。

視察報告

各常任委員会委員は令和7年10月9～10日に、友好交流提携を結んでいる群馬県明和町へ現地視察に行き、調査・研究を行いました。

総務産業常任委員会

【駅前開発・企業誘致について】

駅前開発…明和町・千代田町・民間企業7社が出資し、2019年に「(株) 邑楽館林まちづくり」を設置。企業性・公益性を理念に、川俣駅周辺整備、施設維持管理事業、地域活性化事業を軌道に乗せることに成功。メディカルセンタービルには、小児科や内科、産婦人科、整形外科、皮膚科などが入り、地域住民の医療・保健・福祉が集約され、全町民に優しい開発がなされていました。

企業誘致…コストコホールセール群馬明和倉庫店は、令和5年4月に開業。開発面積は8.8ha、地元明和町へのメリットとして企業における税収アップはもとより、開店に伴う地元住民の雇用、災害時における物資調達の協定など、町長や担当課長から法律や手続きに関する現実的な話を聞くことができました。また、コストコのアシスタント・ジェネラルマネージャーに対応していただき、出店までの経過など企業誘致の成功例を目の当たりにし、大変有意義な研修となりました。

教育厚生常任委員会

【こども第3の居場所・学童施設・もったいない館について】

こども第3の居場所である「B & Gめいわ こどものいえメイプル」は、B & G財団から助成金を受け、家庭のように安心して生活し、手作りのごはんを食べ、会話や遊びを楽しむ施設。3年間で4,320万円を運営費として助成を受け、NPO法人が委託事業を行い、スタッフ4名で開設。地域の課題を抱える子育て家庭をサポートしている事業所です。当該施設の必要性や運営上の課題など、大変勉強になりました。他には、学童施設「スズカケ」や「もったいない館」などで研修させていただきました。

議会改革特別委員会

【議会モニター制度について】

当町議会基本条例を制定するにあたり、先進地である群馬県明和町議会で勉強させていただきました。議会モニターの画期的な選任方法（高校生が活躍）など、若者の政治意識を向上させることができる全国的にも注目される制度であり、大変参考になるものでした。

令和7年第4回定例会が、12月15日から12月19日までの会期で開かれ、提案された議案は原案のとおり可決しました。それぞれの結果は下記の通りです。

議決結果一覧表

議案番号	件名	結果
議員提出議案第2号	明和町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	可決
議員提出議案第3号	明和町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定	可決
議員提出議案第4号	明和町議会基本条例の制定	可決
議案第76号	明和町課設置条例の一部を改正する条例	可決
議案第77号	明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第78号	町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第79号	明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決
議案第80号	町長、助役及び収入役の期末手当及び教育長の期末手当並びに勤勉手当の特例に関する条例を廃止する条例	可決
議案第81号	明和町財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正	可決
議案第82号	明和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	可決
議案第83号	明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
議案第84号	明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
議案第85号	明和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決
議案第86号	明和町民を特殊詐欺等から守る条例の制定	可決
議案第87号	明和町地域振興券交付事業特別会計条例を廃止する条例	可決
議案第88号	明和町防災行政無線デジタル化整備工事 請負契約の変更	可決
議案第89号	令和7年度明和町一般会計補正予算（第5号）	可決
議案第90号	令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）	可決
議案第91号	令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決
議案第92号	令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第93号	令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）	可決
議案第94号	令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）	可決
議案第95号	令和7年度明和町一般会計補正予算（第6号）	可決
議案第96号	令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第97号	令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第98号	令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決
議案第99号	令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決
議案第100号	令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）	可決
議案第101号	令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第2号）	可決
議案第102号	財産の無償貸与について	可決
議案第103号	令和7年度明和町一般会計補正予算（第7号）	可決
発議第10号	地方税財源の充実確保を求める意見書	可決
発議第11号	重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書	可決
発議第12号	太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書	可決
発議第13号	地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書	可決
発議第14号	脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書	可決

各議員の賛否

賛否の分かれた議案のみの表示です。

議員名 議案番号	江 京子	田 邊 ひとみ	北 岡 泰	中 井 啓 悟	瀬 田 萌	綿 民 和 子	奥 山 幸 洋	新 開 晶 子	松 本 忍	山 本 章	宇 田 雅 行	高 橋 浩 司	下 井 清 史	辻 井 成 人
議員提出議案第2号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	
議案第78号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第82号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第84号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第85号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第89号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第95号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第97号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第98号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第99号	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長 辻井成人は採決に加わりません。ただし、可否同数の場合は議長採決。「○」は賛成、「×」は反対。

令和7年第3回臨時会は11月4日に招集され、会期1日で開かれ、提案された議案は原案のとおり可決しました。それぞれの結果は下記の通りです。

議決結果一覧表

発議第9号	議会改革特別委員会の委員数の変更について	可決
議案第75号	令和7年度 明和町一般会計補正予算（第4号）	可決

一般質問

12月議会の一般質問は、12月15・16日に行われました。

質問議員

高橋 浩司	議員	6ページ
田邊ひとみ	議員	7ページ
新開 晶子	議員	7ページ
山本 章	議員	8ページ
奥山 幸洋	議員	8ページ
北岡 泰	議員	9ページ
瀬田 萌	議員	9ページ

- 一般質問の模様は、令和8年2月13日・14日・15日に、松阪ケーブルテレビ明和町行政チャンネルでご覧いただけます。
- 明和町ホームページの下部「町議会」をクリックしていただくと、議会だよりのバックナンバーがご覧いただけます。
- 小林農産ふるさと会館・役場閲覧室などに備え付けの議事録もご覧ください。



Q 命の尊さを守る明和町の実現について



高橋浩司 議員

A 相談支援の充実に努める

支え合うまち明和」を基本理念とし、すべての町民が孤立することなく支えあいながら安心して暮らせる地域社会を実現するため、相談支援の充実、周知・啓発、関係機関との連携など施策の強化を図っている。②職員研修の実施や、相談窓口の周知、ハラスメントの定義や判断基準の共有など職場環境改善に向けた取組を進めてきた。また、令和5年4月に「明和町ハラスメント防止要綱」を新たに作成し、相談体制の周知をはかるなど対策を進めている。③職員が自ら命を絶つ極めて痛ましい出来事が起きたことは、深い悲しみと大きな責任を感じざるを得ない極めて深刻な重い出来事である。この出来事を二度と繰り返すことのないよう、再発防止の取組や職員のメンタルヘルス支援体制の強化に引き続き努める。

質問 ①「自ら命を絶つ（自死）」ことをなくすため、町民と町内で働く人の命を守る行政の認識と責務を問う。②明和町でのハラスメントの実態と、啓発・予防・対策等を問う。③過去の職員の自死事案の検証、再発防止、説明責任を求める。

答え ①自殺は単に個人の問題ではなく、背景に様々な困難や苦しみが積み重なった末に起きる出来事とされている。本人のみならず家族や地域にとっても深い悲しみと大きな影響をもたらし、本来であれば防ぐことができたかもしれないものであり、極めて重く受け止めるべき問題と認識している。町では「明和町自殺対策計画」を策定し、「ともにあゆみ いのちを

他の質問

匿名相談や外部窓口を含む迅速対応の整備と、職員の異変を見逃さない体制づくりを求める

Q 高齢者の暮らしを
守る施策を



田邊ひとみ 議員

A 包括的支援体制の
機能強化に向けて
取り組む

質問 ①隠れた困窮世帯と言われる生活に困難を抱える高齢者世帯の実態把握とそれに対する支援の拡充について。②福祉計画等への聴覚支援の位置づけと補聴器購入助成への考えは。

答え ①生活に困難を抱える高齢者の実態を網羅的に把握する仕組みはないが、相談を通じて実体把握と支援につなぐ体制をとっており、地域包括支援センターで介護や福祉、生活に関する幅広い相談をお受けしている。また、生活困窮支援者の専門窓口である「めいわ生活相談支援センター」を設置し、相談支援対応をワンストップで行っている。引き続き機能強化に向けて取り組んでいく。②高齢者の聴力低下は、ある程度自覚ができ、周囲の気づきもあることから、まずは専門医にご相談いただきたい。補聴器は生活の質の向上や社会生活上の

困難を解消するために有効と考えられることから、国による地方への財政措置または全国統一した助成制度を創設するよう要望していく。

Q 多文化共生社会の実現に向けて

A 誰ひとり取り残さない社会の実現を目指す

質問 ①多文化共生社会を実現するための町の取り組みや情報発信における課題認識と対策は。②全国知事会の青森宣言における排他主義・排外主義を否定する理念の受け止めと実践は。

答え ①生活習慣やごみ出しルールの違いなど文化的な部分で誤解が生じる可能性があると認識している。必要に応じ、県や国の外国人相談窓口・多言語通訳サービスへつないでいくこととし、町では生じた案件ごとに丁寧に対応していく。②青森宣言は、町の方向性とも一致しており、誰ひとり取り残さない共生のまちづくりを進めていく上で重要な指針であると考える。

Q 持続可能な「食」とは?
農福連携からの防災
～個性を生かしあう
共創について



新開晶子 議員

A 地域の関係者の皆様
と連携して取り組む

質問 ①学校給食における地産地消について。②食育と学校給食の現状、有機農産物の活用は。③食品ロス削減の支援と強化について。④耕作放棄地の現状と展望⑤農福連携、ユニバーサル農園の推進、事業者の発掘、防災へと繋がる仕組みづくりについて。

答え ①学校給食では地元産品の使用等を基本として取り組んでおり、米は100%明和町産、野菜は県内産を20%～30%、肉類は県内産を概ね50%程度使用している状況である。②小学校では各学年の授業で年2～3回、成長に関わる栄養やバランス食等の食育に関して取り組み、中学校では家庭科などで食育を取り組んでいる。また、地域の食材や三重の郷土料理を計画的に採用するなど、児童生徒が地域の食文化に触れる機会の拡充に努めている。有機農産物については、一般流通品より約1.5倍の

価格となることから現在計画的な活用は難しい。③町社協と就労系事業所等によるOBENTO PROJECT（お弁当プロジェクト）、NPO法人みんなの食堂こむすび倉明和町のフードドライブなど、既存の地域活動と連携して食品ロス削減と生活支援の両立に取り組んでいる。④農地約1,665haのうち、約74haが耕作放棄地になっていると把握している。近年では農地の相続放棄や、認定農業者の事業撤退などの課題もあり、今後も増加が見込まれる状況である。⑤農福連携の取り組みを行っており、近年では、ひきこもり状態であった方が農作業に参加していく中で、実際に町内の農業法人などへの就労につながったケースが3件ある。ユニバーサル農園を町直営で実施するのは難しいが、民間事業者などから農福連携事業の提案をいただくことで町ができる支援を検討したい。また、各地域において防災に活用し得る資源を把握しておくことは重要であることから、今後、他市町の防災につながる取組事例を調査・研究したい。

他の質問

山川海の自然環境機能が維持されるオーガニックビレッジの推進は
役場内にフードバンク・ボックスを設置、給食における有機米、古代米の活用を要望

Q 子ども医療費助成
18歳まで無償化を
求める



山本 章 議員

A 将来的には実現すべ
きだが財源が課題

質問 ①子ども医療費助成の県内29市町における18歳まで無償化、所得制限撤廃の比較をどう認識しているか。②助成拡大をする場合の費用試算と、効果をどのように評価しているか。③現在の財政状況をどのように分析し、課題は何か。④「自走する明和町」をどう実現するか。

答え ①県内29市町のうち22市町が18歳までを無償化の対象とし、26市町が所得制限を設けていない。本町としては限りある財源を最も効果的に、真に支援が必要な層へ配分するという福祉の基本原則に基づき、他の支援策とのバランスを総合的に考慮した子育て支援を重視している。②18歳まで拡大した場合は約

1,650万円、所得制限を撤廃した場合は約800万円の費用が毎年増加する見込みである。制度拡大により、子育て支援、転入促進、出生数維持等について一定の効果は生じると認識している。しかし、多額の財政負担が伴うことに対し、出生率の増加や大規模な人口移動に対する拡充効果は限定的であるとも考える。③基金の取り崩しにより毎年度の歳出を賄っている状況であり、実質単年度収支は黒字が続いているが、その要因はふるさと寄附基金の取り崩しによるものであり、構造的に収支が改善しているわけではない。また、経常収支比率が100%を超えており、ふるさと寄附による基金の取り崩しがなければ、基金は数年で枯渇してしまう恐れがある状態と認識している。④外部財源に過度に依存せず、自らの力で行政サービスを持続できる「自走する明和町」の財政基盤づくりが不可欠である。その実現に向け、投資すべきところには投資し、将来世代への負担をできる限り抑えながら、現在世代の利便性と安心の向上も両立する財政運営を進めていく。

Q 前計画はどう引き
継がれたか



奥山幸洋 議員

A 前計画の引き継がれ
方を整理・明確化す
る

質問 国史跡斎宮跡の新たな保存活用計画は、昭和55年保存管理計画書と平成8年整備基本構想を基礎に策定され、基本的考え方は継承されている。しかし、旧計画との関係性が十分に読み取れないとの指摘もあることから、対応表や図により計画のつながりを明確に示す必要性を提起した。また、遅れている発掘調査について県に体制強化と調査拡大を求め、来年度以降の史跡整備計画の見通しを伺う。

答え 新計画は旧2計画を踏襲するかたちで一つの計画にまとめているが、新計画内には旧計画からどこに移行したかを示す記載がないことから、項目ごとの対応表などを作成し、ホームページで公表したい。また、発掘調査については、学術解明の要である発掘調査の進み

が遅いことは強く認識している。町としては従来のお願いにとどまらず、県の調査を加速させるための働きかけに努める。具体的には、県所管の発掘に対し、重点エリアの拡大要請、体制・財源の確保の要望、新たな計画に基づく関係機関連携を一体で進め、県の計画調査が着実に加速するようしっかりと後押しをしていく。史跡整備については、史跡全体をサイトミュージアムとして位置づけ、地域の特性に応じた整備のためのゾーン区分を設定し、県が整備してきた。今回の計画では、史跡内全体を体験的につなぎ、回遊を促進していくため、従来のゾーンごとに整備を進めるゾーニングから、一体となった活用方法を前提としたゾーニングへ見直しを行っている。県からは、これらを踏まえた新たな史跡斎宮跡整備基本計画策定方針を策定していると聞いており、この策定方針を受け、来年度には本格的な整備計画の策定に取り組むことが示されている。町としても引き続き、必要な国の財政措置について、国県への要望活動を継続しながら土地の公有化を進めるとともに、地域の方々とも連携し、持続可能な斎宮跡を目指していく。

Q 成年後見人等が送付先変更を一括してできる仕組みを

A 実施に向けて協議を進める



北岡 泰 議員

質問 ①明和町における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数と、今後の見通しは。②成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みの導入について、明和町はどのように課題を認識し、検討しているのか。③導入に向けた具体的な検討状況及び実施時期の見通しは。④市民後見人制度の活用促進に向けた明和町の取組状況と、今後の方針は。

答え ①成年後見制度の利用者数は令和5年が37人、令和6年が67人、令和7年が65人で、市民後見人は選任されていない。制度の円滑な利用と支援体制の整備が進むよう、「めいわ成年後見サポートセンター」を町社協内に開設し、家庭裁判所や医療・介護専門職の関係

機関と連携し、相談や周知啓発等を行っており、地域全体で本人の権利を守る仕組みづくりを推進している。②各種通知を成年後見人等の住所に一括で変更できる自治体もでてきていると認識している。成年後見人等の専門団体の事務局である三重県社会福祉士会に聞き取りを行い、一括で成年後見人等へ送付先変更できるならば助かるとのお声をいただいているので、届出がスムーズになるよう検討していただきたい。③2月開催予定の成年後見サポートセンター委員会の会議で様々な専門団体にも意見を聴取し、実施に向け検討していただきたい。④県や県社協と連携し、市民後見人の養成研修を受講された方の支援やフォローワー体制を整え、制度を利用する皆さんのが最期まで地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築深化に向けて進めていく。

他の質問

「オレンジリボン・児童虐待防止推進月間」の取組・犯罪から町民を守る取組・子宮頸がんおよびHPV関連がんの撲滅に向けて・「ハラスマント防止条例」の制定を求める

Q 責務と覚悟を明示する行財政運営は

A 町全体の雨水排水を考え整理していく



瀬田 茗 議員

質問 ①一体的に機能すべき排水施設「道路側溝」・「雨水管」の所有者が分かれている現状の課題と「雨水管」の公物化（町への移管）に向けたロードマップは。②救命の属人化を防ぐ「共助のアイテム」拡充を。国の財源措置を活用した、AED等の避難所資機材の配備は。

答え ①排水施設の所有者が分かれていることにより、平常時・荒天時を通じた適切な維持管理や、流域全体を見通した排水機能の総合的な調整、さらには大雨時における迅速な対応や費用負担について、課題があると受け止めている。雨水排水については、令和7年7月に「明和町雨水排水基本方針」を策定し、浸水

被害実績などから、町内での検討対象区域の設定を行い、雨水排水に関する整備の方向性を整理したが、まだ具体的な事業に着手する段階には至っていない。自治会所有の雨水管の移管条件やロードマップについては、町全体の雨水排水を考える中で、整理していくことが望ましいと考えている。②AEDの設置場所を示したマップへ本町ホームページからリンクを設定するなど、AED設置場所の周知を図ることは可能であると考えている。住民が参加する催し物へのAEDの貸出については、主な催し物の会場となる施設には既にAEDが設置されていることなどから、AED貸出サービスの実施は未定である。防災に関する資機材の整備について、必要なものは国の財源も積極的に活用しながら計画的に整備を進めていく。なお、啓発等についても国の財源を活用しつつ取り組んでおり、防災安全課において防災啓発や訓練指導を主な業務とする者を、特別交付税で財源が措置される集落支援員制度を活用して2名雇用し、各種防災講話や訓練指導を実施している。地域おこし協力隊の活用についても研究を進めている。

政治倫理審査会の開催結果について

■ 政治倫理審査会設置に至った経緯

令和5年度、当時議長であった奥山幸洋議員のA議員に対しての発言、言動等が倫理に反しているとのことで、令和6年12月にA議員、B議員2名から調査請求書が辻井議長に対し提出されました。

■ 明和町議会政治倫理条例第8条に基づく措置について

辻井議長は、調査請求書を受理後、政治倫理審査会を設置し、同審査会に対し諮詢を行いました。合計8回の政治倫理審査会が開催され、同審査会は、審査結果をまとめ、令和7年10月31日に議長に対し報告書を提出し、下記のとおり、議長より政治倫理審査会条例第8条の規定により、奥山幸洋議員に措置が行われました。

記

1 措置の内容

明和町議会議員政治倫理条例を遵守させるための厳重注意

2 措置対象者 : 奥山幸洋 議員

3 政治倫理審査会により認定された事実

令和5年11月21日、奥山議長（当時）は、明和町議会A議員に、政党関係の協議会の書類の受取を拒否する際、A議員に対し一方的に怒鳴ったりするなどの行為があった。

また、同年11月28日にも、A議員が当時の奥山議長に対し、必要な書類を渡そうと登庁した際、議会事務局において、奥山議長は、A議員に対し怒鳴るなどして書類の受け取りを拒否した。更に、同年12月26日他、複数の日時に、両議員の間での一定のやりとりにおいて、奥山議長が威圧的な態度をとった。

これらの、態様は当時の議長の対応として必要な範囲を超え、議員として相当なものとは言えず、町民全体の代表としての品位を大きく損なったものと考えられる。

明和町議会議員政治倫理条例第2条第7号の「町民全体の代表として、その品位と名誉を損なう一切の行為をしてはならない」との規定に違反しているものと、政治倫理審査会から報告を受けた。

4 明和町議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき措置を講ずるものとし、令和7年12月10日に議長より書面によって奥山議員に対し厳重注意を行った。

その後どうなった？

シリーズ
第106回

このページは、1年前の一般質問がその後どうなったかを皆様にお知らせするものです。



一般質問の主な内容



Qに対する答弁の内容

こうなった

現在の取組状況や結果など

令和6年 12月定例会より



町長が知事に副町長を要請する際、明和町に精通した町出身・在住を条件から外した理由を問う。
(高橋浩司議員)



町の課題解決を最優先に、優れた調整力と県との連携力を備えた即戦力となる人材を求めた。

こうなった

令和6年7月に就任後、財政課題の分析と県との連携調整に努め、財政健全化に向けた取り組みを進めている。



「チョイソコめいひめ」での玉城町「元気バス」への乗り継ぎは。（綿民和子議員）



可能であるが、玉城町社協の賛助会員になるか玉城町にふるさと納税をした上で事前登録が必要となっている。

こうなった

「チョイソコめいひめ」は条件付きで「元気バス」に乗継ぐことが可能。あわせて玉城町内の一部に乗り入れることも可能となった。



町長・教育長が GIGA スクール端末からのデータ漏えいにより謝罪会見に至ることのない為の対策を求める。（北岡泰議員）



ICT 端末からデータ漏えいが絶対に起らないよう、データ消去は専門業者に依頼をし、個人情報の取扱いについては慎重に進めていく。

こうなった

GIGAスクール端末処分に関する国の方針に基づき、専門業者と令和8年度の適切な端末処分について手続きを行っているところである。



明和町いじめ防止基本方針では、町が負うべき責務責任、また家庭での取組などの明記がない。追加明記を求める。（中井啓悟議員）



町、学校、保護者、家庭、地域が本気で取り組んでいくため、責務・役割について盛り込んでいく。

こうなった

明和町いじめ防止基本方針に、町、学校及び保護者等の役割や責任について追加明記を行い、学校等に周知を図っていく。



経常収支比率が全国ワーストに入る中、どのようなグランドデザインを描くか。（山本章議員）



まちづくりと財政の両面からのグランドデザインが必要であると認識している。

こうなった

後期総合計画と新財政プランの策定と2040年のビジョン（共創DX）を具体化し、町のグランドデザインとして整理を進めている。



国民健康保険の運営におけるメンタルケアの必要性と対応についての考え方を問う。（田邊ひとみ議員）



住民全体に対する健康づくり事業として相談窓口の設置や支援を提供することに努めている。

こうなった

関係課や関係機関と連携し、メンタルケアも含めた心身の健康相談支援を継続し、住民の健康づくりに取り組んでいる。



明和町の魅力的な環境づくりについて、図書館、歴史民俗資料館の施設整備、機能拡充の取組は。（新開晶子議員）



指定管理者と新しい活用方法を協議し施設の活性化に取り組む。

こうなった

学習室の椅子、視聴覚モニターの入れ替えを行った。また、自動販売機の設置、「としょかん市」でキッチンカーの出店も行った。

キラツと輝く人たち

「スポーツの振興と 異世代交流で斎宮を元気に！」

斎宮地区スポーツ振興会

写真は、令和7年12月13日（土）に開催した、青少年育成会と自治会長会との共催事業です。

『忍者と俳聖が息づくまち、伊賀上野へ』と題した企画です。秋晴れの青空が美しく、天候に恵まれた日でした。

芭蕉翁記念館や上野城周辺の観光、くみひも体験など、ウォーキングもしながら楽しんでいただけたと思います。

私ども振興会では、春と秋に年2回の行事をしています。



室内では「ゲーム＆体力チェック」をしたり、秋には楽しくウォーキングできる企画を考えています。

子どもたちや、いろんな世代の人たちの「元気！」を応援できる活動を目指していきたいと思います。みなさまのご協力をお願いいたします。

今月の表紙

明和中学校2年生の7名が議会体験

令和7年11月7日、明和中学校2年生の7名がふるさと体験学習で明和町議会を訪問されました。議場では議員席に座り、全員が町政などについて一般質問を行い、議員や担当課長が回答する議場体験をしました。将来、この中から議場に立ち、明和町の町づくりを考えてくれる人が出てもらえれば幸いです。



明和町ホームページに掲載の
議会だよりの画面
につながります！



議会だより編集特別委員会

委員長：宇田 雅行 副委員長：瀬田 茗

委 員：江 京子、田邊 ひとみ、綿民 和子、奥山 幸洋、新開 晶子、山本 章

第10回 議会懇談会

明和町議会では議会改革をより一層進めるため、昨年度、郵送等によりアンケートを実施し、多数の方からご回答をいただきました。

そして、令和7年9月26日に中央公民館において第10回議会懇談会を開きました。ご参加いただきました皆様、厚く御礼申し上げます。

アンケート結果は、町ホームページに掲載しております。よろしければご確認ください。

町民アンケート結果は
こちらからダウンロード
できます



令和8年 第1回定例会

3月3日（火）午前9時から

■一般質問は9日・10日を予定しています。
(変更の場合あり)

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。